徳島県告示第四百九十七号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和元年十一月十二日から

令和元年十一月十二日

道路の種類 県道

> 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	2 9 5	番 整号 理
	木沢上那賀	路線名
同	ー二番三地先まで れ石一二番一地先から 那賀郡那賀町横谷字く	区
	地 先 ま で ら	間
新	П	の 新 別 旧
五・五~三四・二	三・四~九・二	メートル) 歯 員
===:		(メートル) 長